

国民年金だより

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、全員が国民年金に加入します。国民年金の種別が変更になった時は、年金記録をつなぐためにも忘れずに届け出をしましょう。年金異動手続きには必要書類等がありますので、詳しくは窓口まで問い合わせください。



○第1号被保険者(自営業者、学生、フリーターの方など)

こんなとき	被保険者の種別	届出先	用意するもの
会社等に勤めていない人や学生が20歳になったとき	第1号	住民生活課	・印鑑
第2号被保険者である夫(妻)の扶養に入ったとき	第1号→第3号	配偶者の勤務先	・印鑑 ・年金手帳又は基礎年金番号通知書

○第2号被保険者(厚生年金、共済年金の加入者)

こんなとき	被保険者の種別	届出先	用意するもの
60歳になる前に会社などを退職したとき	第2号→第1号	住民生活課	・印鑑 ・年金手帳又は基礎年金番号通知書
退職して、第2号被保険者である夫(妻)の扶養に入ったとき	第2号→第3号	配偶者の勤務先	・印鑑 ・年金手帳又は基礎年金番号通知書 ・離職証明など退職日のわかるもの

○第3号被保険者(第2号被保険者である夫(妻)に扶養されている方)

こんなとき	被保険者の種別	届出先	用意するもの
収入が増えるなどして、扶養から外れたとき	第3号→第1号	住民生活課	・印鑑 ・年金手帳 ・扶養消失日のわかるもの
配偶者が退職したとき			・印鑑 ・年金手帳 ・離職証明など退職日のわかるもの
60歳になる前に就職して、厚生年金や共済組合に加入したとき	第3号→第2号	配偶者の勤務先	・印鑑 ・年金手帳 ・健康保険証 ・基礎年金番号通知書
配偶者が転職したとき、又は配偶者の加入制度が変わったとき			

国民年金保険料学生納付特例制度ご案内

学生の方は、一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合国民年金保険料の納付が猶予されます。対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の目安】 118万円 + [扶養親族等の数 × 38万円]

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますので、一度申請していても、4月以降在学の方は忘れずに申請してください。詳しくは、お近くの年金事務所、役場に問い合わせください。

仙台北税務署からのお知らせ

◆問い合わせ先 仙台北税務署 ☎222-8121

令和元年分所得税等の確定申告について

- 申告と納税の期限は、所得税及び贈与税は3月16日(月)まで、消費税は3月31日(火)までです。
- パソコンやスマートフォンから確定申告！
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、ご自宅のパソコン等から申告書を作成することができます。初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、ぜひご利用ください。作成した申告書は、「e-Tax(電子申告)で送信」又は「印刷して郵送等」により提出することができます。同コーナーの操作方法などに関するご質問は、ヘルプデスクで問い合わせることができます。
・0570-01-5901(全国一律市内通話料金)
・受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(確定申告期間中は午前9時～午後8時)
 - 申告書作成会場について
申告書作成会場の開設期間は、3月16日(月)までとなっております。(土・日曜日を除く。ただし、3月1日(日)は開設しません。)

申告書作成会場	対象	開設時間
仙台北税務署 (青葉区上杉1-1-1)	仙台北税務署管内の方	午前9時～午後5時 (受付は午後4時まで)
アズテックミュージアム (太白区中田町杉ノ下18)	仙台北、仙台中、仙台南 税務署管内の方	午前9時～午後5時

※会場の混雑状況によっては、早めに受付を終了する場合があります。



納付期限等のお知らせ

令和元年分確定申告の納付の期限等は次のとおりです。

	所得税	消費税
納付の期限	3月16日(月)	3月31日(火)
振替日 (振替納税をご利用の場合)	4月21日(火)	4月23日(木)

※振替納税を希望される方は、納付の期限までに税務署又は預貯金先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書(納付書送付依頼書)」を提出してください。

◆問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0891 / 住民生活課 ☎341-8512